

議案第47号

大田原市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について
大田原市情報公開条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月17日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市情報公開条例等の一部を改正する条例

(大田原市情報公開条例の一部改正)

第1条 大田原市情報公開条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(大田原市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 大田原市個人情報保護条例（平成29年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(大田原市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第3条 大田原市行政不服審査法施行条例（平成28年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。